

仕業検査の一部外部委託は違法!!

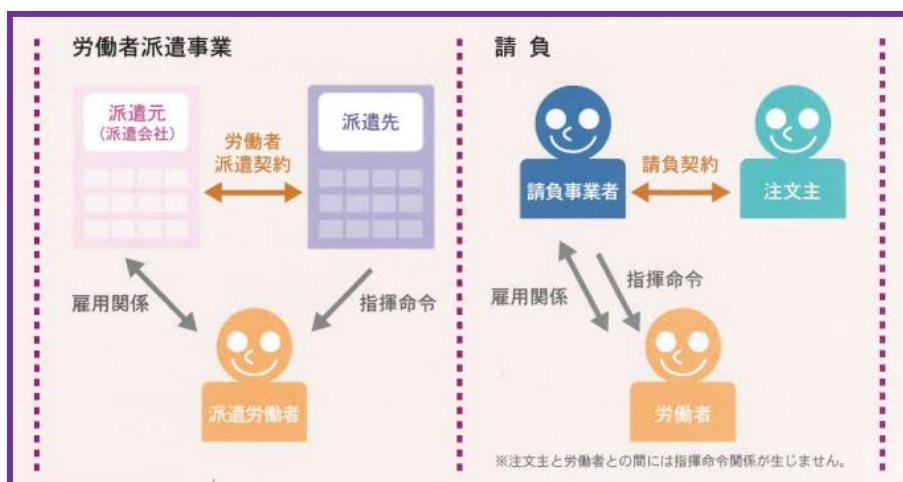
現在、東海道新幹線の仕業検査は、一部外部委託制をとり、1班あたりJR社員3名、SEK社員1名の4名体制で行っています。しかし、会社は今年7月1日からJR社員2名、SEK社員1名の3名体制に見直そうとしています。

見直しによって、これまで主に修繕業務を受託していたSEK社員が車内検査をすることになります。

しかし、委託会社労働者（JR社員）と受託会社労働者（SEK社員）が混在して作業することはもとより、労働者間で作業指示することは「職業安定法違反」＝偽装請負の疑いがあるのです。

東京労働局見解「職業安定法に抵触する」

私たちは、この問題について東京労働局に見解を求めました。東京労働局の係員は、「委託会社労働者による受託会社の労働者への作業指示はできない」「業務の独立性が確保できない」「職業安定法第44条に抵触する」との見解を示しました。



現在の仕業体制でさえ違法状態であるのに、検修体制見直しで、SEK社員が検査業務にまで介入するようになるのです。まず現行の違法状態を解消することが今やるべきことです。

職業安定法抜粋

(労働者供給事業の禁止)

第四十四条 何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。

(労働者供給事業の許可)

第四十五条 労働組合等が、厚生労働大臣の許可を受けた場合は、無料の労働者供給事業を行うことができる。

検修体制見直しの撤回を!!

J R東海は、6月24日に私たちの『車両データ活用による車両検修体制見直しに関する申し入れ』について業務委員会を開催しました。

私たちは、現行の仕業検査は『J R社員とS E K社員の間で作業打合せをし、J R社員が作業を指示していることは偽装請負ではないか』と追及しました。

このような違法な状態を放置したままで7月1日からの車両検修体制の見直しを行うことは認められない、撤回せよと強く求めました。

しかし、会社側委員は事の重大性について認めようとしませんでした。



業務委員会で会社の見解をただす

J R社員がS E K社員に業務を指定していることを認める!!

組合：屋根上作業でのパンタグラフのスリ板摩耗による取替作業について、J R社員がスリ板がすり減っていますと言うとS E K社員が取り替えるという作業実態になっている。

J R社員が指定していますよね。

会社：まあ一指定はしている。直接言っていますよね。

組合：それ自体が偽装請負になるのではないかと。

会社：対象箇所とかは指定であって指示ではない。特定された場所はS E Kがその責任で作業を行って作業を終わらせる義務が生じる。

検修体制見直しでS E K社員の車内検査も違法では?!

組合：今回新たにS E Kの業務に上回り検査が入る。例えば、ガラス割れが発生した場合、交換の判断はS E K社員がやる。微妙な場合はどうするのか。

会社：それは、J R社員と相談して判断することになる。

組合：それも業務の独立性が確保できないばかりか共同作業そのものでありおかしいではないか。

私たちは、偽装請負の疑いのある検修体制の見直しの撤回を求め、闘いをさらに強めます!!

連絡先(新幹線地本)

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-6-5 TEL03-3201-0350

ホームページアドレス

<http://www.geocities.jp/jrcushinkansen2/right.html>

メールアドレス

jrcushinkansen@yahoo.co.jp